

県営林収穫調査要領

(昭和45年4月17日造林第73号林政部長通達)

1. 主伐、間伐及び支障木、災害木伐採等の収穫予定林分の調査は、この要領により実施するものとする。
2. 収穫調査は、委託して行うことができる。
3. 委託して行う収穫予定林分の調査及び報告は、岐阜県県営林事業委託要領（平成2年3月23日付け林振第1104号林政部長通達）第5条に定める委託契約により行うものとする。
4. 収穫調査は、区域の確定、周囲測量、材積の測定を行い、収穫区域を決定する。
5. 調査区域の確定
収穫予定林分の調査にあたっては、あらかじめ現地を踏査して調査区域を確定すること。なお、県営林以外の民有林等と接する部分で境界について疑義があるときは、相手方及び地元管理員及び看手人等と立会のうえ境界を確定することを要する。
6. 周囲測量
周囲測量は、各区域ごとにコンパスにて行うこととする。この場合、地形方向の変化地点等主なる測定点については、測量杭を打つこと。
7. 材積の測定の方法は、次のとおり区分する。
 - (1) 直径毎木調査法
胸高直径だけを毎木に当り、樹高は直径階平均樹高を用いる。
 - (2) 精密毎木調査法
胸高直径、樹高、その他（必要があれば立木の形質、利用率等を調査する。）を毎木に当たる。
 - (3) 標準地調査法
林相毎に標準地を設定し、標準地内について直径毎木調査法又は精密毎木調査法を適用する。
8. 収穫調査法の適用は次のとおりとする。
 - (1) 主伐、間伐予定地は、直径毎木調査法を適用する。

なお、広範囲となる場合は、標準値調査法を適用することができる。

(2) 災害木、支障木については、原則として精密毎木調査法とする。

なお、広範囲となる場合は、直径毎木調査法を適用することができる。

(3) 薪炭林の場合は、標準地調査法を適用する。

9. 収穫調査の具体的方法

(1) 直径毎木調査法

胸高直径は、輪尺にて毎木について測定するが樹高の決定に当たっては樹高標準地帯を設定し、この標準地帯全域にわたり樹高測定木を選定し樹高を測定する。

なお、この標準地帯は、峰より谷にわたり設定する等全林分の標準となるよう決定すること。

標準地帯の設定面積及び樹高測定木の選定比率は、次のとおりとする。

イ 標準地帯設定面積

用材林 主伐の場合は区域面積の3パーセント以上であり、かつ0.05ヘクタール以上とする。間伐の場合は、主伐の場合の倍量程度とする。

薪炭林 区域面積の2パーセント以上であり、かつ0.02ヘクタール以上とする。

ロ 樹高測定木選定比率

主伐、間伐とも区域内調査立木の1パーセント程度とする。

樹高標準地内の樹高測定木の樹高の測定については、樹高器等で測定するとともに比較目測により樹高を測定する。

(2) 精密毎木調査法

毎木につき胸高直径を輪尺にて測定し、樹高については測定器等で測定するとともに比較目測により樹高を測定する。

(3) 標準地調査法

林相の異なる区域毎に標準地を設定する。その標準地の面積は、区域面積の1パーセント以上であり、かつ0.05ヘクタール以上とする。なお、この調査法による場合で標準地を直径毎木調査法により測定する場合は、当該地内に樹高標準地帯を設定し（設定の方法は、直径毎木調査法の項のとおり）樹高を測定する。

標準地調査法による全林材積の計算は次のとおりである。

$$\text{全林材積} = \frac{\text{区域面積}}{\text{標準地面積}} \times \text{標準地樹種別材積}$$

(4) 利用率の決定方法

利用率については、過去に調査した実例を参考に決定すること。

10. 収穫調査の細部の事項

(1) 材積計算の単位は、立方メートルとし1本当たりの材積は、材積表記載の数値のとおりとする。

径級毎の表示は単位以下4位を四捨五入し3位にとめる。なお集計した区域の全林材積は、単位以下3位を四捨五入し2位に止める。

(2) 直径の測定は、地上1.2メートル（胸高位置）のところを2センチメートル毎（偶数の数値、2センチ未満の数値については、1センチ未満切捨、1センチ以上切上）に確実に測ることとし、測定者にはその数値を読ませ記帳者が必ず復唱のうえ記帳すること。

ただし、胸高直径が6センチメートルに満たないものについては、切捨木と見なし測定しない。

(3) 地上1.2メートル以下にて分岐しているものは独立木と見なし、各個に測定すること。

(4) 樹高の測定は、1メートル毎に測定することとし、1メートル未満の数値については、四捨五入すること。

(5) 同一区域内を数班にて同時に調査する場合は、予め各班の受持区域を分けて調査し誤りのないようにすること。

(6) 樹幹の断面が不整なる場合は、最大径と最小径を測定し平均すること。

(7) 樹幹の直径測定部位が肥大している場合は、このすぐ上部及び下部を測定し平均すること。

(8) 主伐調査の周囲測量については、跡地更新のことを考慮し、立木生立地のみでなく無立木地を含み測定すること。この場合無立木地が比較的大である場合は、その区域についても実測し面積を確定すること。なお面積小なる場合は見込にて面積を決定することができる。

11. 収穫調査区域及び調査木の表示について

(1) 主伐調査の場合

区域外立木を目通りにペンキを塗ること。ただし、主伐予定林と他の林木と樹種、林齢が異なり判別容易なとき又は尾根、谷筋となる場合は省略することができる。

(2) 間伐木調査の場合

間伐木については、胸高部をテープ等で標示するとともに、区域外立木を目通りにはペンキを塗ること。

12. 収穫調査完了のうえは、次の報告書（図面も含む）を取りまとめ指定期日までに提出すること。

(1) 県営林収穫調査報告書 様式1

(2) 標準地調査材積計算書（標準地調査の場合） 様式2

(3) 収穫調査区域実測図（3000分1）

(4) 収穫調査区域図（施業図に記入）

(5) 毎木調査集計表 様式3

附 則

この要領は、昭和45年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。